

令和4年度(入札参加資格制限)指名停止 状況

令和5年3月29日 現在

No.	指名停止期間	業 者 名	理 由 (概要)	備 考
1	R4.5.16～R5.5.15 (12か月)	アイサワ工業株式会社	同社社員が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第3項第3号適用)
2	R4.6.9～R5.6.8 (12か月)	株式会社銭高組	同社社員が公契約関係競売等妨害容疑で起訴されたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第3項第3号適用)
3	R4.7.29～R5.7.28 (12か月)	株式会社浅沼組	同社社員が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第3項第3号適用)
4	R4.10.6～R5.2.5 (4か月)	中外テクノス(株)	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第2項第1号(ウ)適用)
5	R4.10.6～R4.12.5 (2か月)	西日本電信電話(株)	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第2項第1号(ウ)適用)及び第7条第2項の適用
6	R4.10.6～R4.12.5 (2か月)	(株)大塚商会	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第2項第1号(ウ)適用)及び第7条第2項の適用
7	R4.10.6～R5.2.5 (4か月)	Dynabook(株)	公正取引委員会から排除措置命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第2項第1号(ウ)適用)
8	R4.11.4～R5.1.3 (2か月)	(株)ニチイ学館	公正取引員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定(別表第3第2項第1号(ウ)適用)及び第7条第2項の適用
9	R5.3.31～R5.7.30 (4か月)	アルフレッサ(株)	公正取引員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項(別表第3第2項第1号(ウ)適用)、第6条第2項第3号及び第7条第2項の適用